

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

最高検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

2 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課

6 記入担当者の氏名

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	长期病休者数	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち女性
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
東京高等検察庁	
003 (府名コードを入力)	
事務局総務課	
03-3592-5611 内線	

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	~19	長期病休者数		うち男性		うち女性	
		延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
20~29							
30~39							
40~49							
50~59							
60~							
合計(入力不要)		1	1	1	1	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	~19	長期病休者数		うち男性	うち女性
		0	0		
20~29		0	0		
30~39		0	0		
40~49		0	0		
50~59		0	0		
60~		0	0		
合計(入力不要)		0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
東京地方検察庁	
4	(府名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
酒井 雅史	
03-3592-5611	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	15	13	13	11	2	2

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	合計
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	6	6	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
横浜地方検察庁	
5	(府名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	5	5	5	5	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

さいたま地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

6 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

さいたま地方検察庁事務局総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	4	4	3	3	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	合計
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

千葉地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

7 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

白井尚

7 連絡先電話番号・内線

043-221-2071

内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	3	3	0	0	3	3

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	うち男性
~19	0	0	0
20~29	0	0	0
30~39	0	0	0
40~49	0	0	0
50~59	0	0	0
60~	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
水戸地方検察庁	
8	(庁名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
大和田 洋光	
029-221-2196	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	うち男性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 府省庁番号
- 府省庁名
- 調査単位
- 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 記入担当者の所属
- 記入担当者の氏名
- 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
宇都宮地方検察庁	
009	(府名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

前橋地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

10 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課人事係

6 記入担当者の氏名

本間裕子

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	3	3	2	2	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
静岡地方検察庁	
11	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
土屋典義	
054-252-5135	内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号  
2 府省庁名  
3 調査単位  
4 調査単位機関名  
  機関が識別できる任意の記号・番号  
5 記入担当者の所属  
6 記入担当者の氏名  
7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
甲府地方検察庁	
12	(府名コードを入力)
総務課人事係	
佐野 勝信	
055-235-7231	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	2 ①本府省庁 ②その他の機関
長野地方検察庁	
13 (府名コードを入力)	
総務課庶務係	
026-232-8191	内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	新潟地方検察庁	
5 機関が識別できる任意の記号・番号	14	(府名コードを入力)
6 記入担当者の所属	総務課庶務係	
7 記入担当者の氏名	神田 亜以子	
7 連絡先電話番号・内線	025-222-1521	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳) ~19	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳) ~19	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	大阪高等検察庁	
5 記入担当者の所属	15	(府名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	事務局総務課庶務係	
7 連絡先電話番号・内線	06-4796-2100	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

大阪地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

16 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	1	1	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
~19	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
京都地方検察庁	
017	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
小川喜弘	
075-441-9131	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	0	0	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
神戸地方検察庁	
18	(府名コードを入力)
神戸地方検察庁事務局総務課庶務係	
0783676100	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	4	3	3	2	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
~19	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	奈良地方検察庁	
5 記入担当者の所属	19	(府名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	総務課人事係	
7 連絡先電話番号・内線	黒井 洋志 0742-27-6821	内線 [REDACTED]

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳) ~19	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳) ~19	長期病休者数	うち男性	うち女性
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

大津地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

20 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

内田 智

7 連絡先電話番号・内線

077-527-5120

内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
和歌山地方検察庁	
21	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
久保悟	
073-422-4161	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
名古屋高等検察庁	
22	(府名コードを入力)
名古屋高等検察庁総務課庶務係	
052-951-1581	
内線	

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	うち男性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
名古屋地方検察庁	
023	(府名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
影山 宜宏	
052-951-1481	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	7	6	6	5	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	延べ人数	実人数		
~19				
20~29				
30~39				
40~49				
50~59				
60~				
合計(入力不要)	1	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

津地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

24 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課人事係

6 記入担当者の氏名

鈴木直樹

7 連絡先電話番号・内線

059-228-4121

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
岐阜地方検察庁	
25	(府名コードを入力)
事務局総務課人事係	
[REDACTED]	
内線 [REDACTED]	

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
福井地方検察庁	
26	(府名コードを入力)
事務局総務課人事係	
広沢 耕造	
0776-28-8721	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	延べ人数	実人数		
~19	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0
60~	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

金沢地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

27 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課

6 記入担当者の氏名

山之下里江

7 連絡先電話番号・内線

076-221-3161 内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
富山地方検察庁	
28	(府名コードを入力)
事務局総務課人事係	
岩井耕一	
076-421-4106	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

広島高等検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

029 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

広島高等検察庁事務局人事課

6 記入担当者の氏名

■■■■■

内線 ■■■■■

7 連絡先電話番号・内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【II 1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【II 2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	広島地方検察庁	
5 機関が識別できる任意の記号・番号	30	(庁名コードを入力)
6 記入担当者の所属	事務局人事課人事第一係	
7 記入担当者の氏名	岡崎 航一朗	
7 連絡先電話番号・内線		内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	1	1	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	合計
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
山口地方検察庁	
031 (府名コードを入力)	
事務局総務課	
小池裕美	
内線	

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	2	2	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19		
20~29		
30~39		
40~49		
50~59		
60~		
合計(入力不要)	1	1

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:  
国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:  
【Ⅱ1について】  
一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。  
【Ⅱ2について】  
職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。  
なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:  
調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号  
2 府省庁名  
3 調査単位  
4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号  
5 記入担当者の所属  
6 記入担当者の氏名  
7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
岡山地方検察庁	
32	(府名コードを入力)
総務課人事係	
藤原 悠	
086-224-5651	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

鳥取地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

33 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

事務局総務課

6 記入担当者の氏名

木下雅弘

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	松江地方検察庁	
5 記入担当者の所属	34	(府名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	事務局総務課	
7 連絡先電話番号・内線	日野 かおり	
	0852-32-6700	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

福岡高等検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

35 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

小野 顕

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	0	0	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
~19	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0		

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	福岡地方検察庁	
5 記入担当者の所属	36	(庁名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	総務課庶務係	
7 連絡先電話番号・内線	三浦 真理	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	7	6	6	5	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
佐賀地方検察庁	
37	(府名コードを入力)
総務課人事係	
福田匡行	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	3	3	3	3	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
長崎地方検察庁	
38	(府名コードを入力)
総務課人事係	
岡野由美子	
095-822-4267	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	2	2	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	延べ人数	実人数		
~19				
20~29				
30~39				
40~49				
50~59				
60~				
合計(入力不要)	1	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

大分地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

039 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課庶務係長

6 記入担当者の氏名

中野知弘

7 連絡先電話番号・内線

097-534-4100 内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	0
20~29	0	0
30~39	0	0
40~49	0	0
50~59	0	0
60~	0	0
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
熊本地方検察庁	
40	(府名コードを入力)
総務課人事係	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

延べ人数	実人数	長期病休者数		うち男性		うち女性	
		延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
(歳) ~19							
20~29							
30~39							
40~49							
50~59							
60~							
合計(入力不要)	2	2	2	2	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳) ~19	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

鹿児島地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

041 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

井 上 真由美

7 連絡先電話番号・内線

099-226-0611 内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	0	0	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	0	1	0	1	1

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	宮崎地方検察庁	
機関が識別できる任意の記号・番号	42	(庁名コードを入力)
5 記入担当者の所属	総務課	
6 記入担当者の氏名	上條 夕美	
7 連絡先電話番号・内線	0985-29-2131	内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
那覇地方検察庁	
43	(府名コードを入力)
事務局総務課庶務係	
稻福 綾乃	
098-835-9200	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	2	2	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		
	うち男性	うち女性	
~19			
20~29			
30~39			
40~49			
50~59			
60~			
合計(入力不要)	1	1	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
仙台高等検察庁	
44	(府名コードを入力)
事務局総務課	
022-222-6153	
内線	

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
仙台地方検察庁	
45	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
我妻有子	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号  
2 府省庁名  
3 調査単位  
4 調査単位機関名  
5 記入担当者の所属  
6 記入担当者の氏名  
7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
福島地方検察庁	
46	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
谷 祐子	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	1	1	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

山形地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

47 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課人事係

6 記入担当者の氏名

青木 裕

7 連絡先電話番号・内線

023-622-5196

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
盛岡地方検察庁	
048	(府名コードを入力)
総務課庶務係	
高橋 亮	
019-622-6195	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	1	1	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
秋田地方検察庁	
49	(府名コードを入力)
事務局総務課	
鈴木 健	
018-862-5581	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0		0		0	
~19	0		0		0	
20~29	0		0		0	
30~39	0		0		0	
40~49	0		0		0	
50~59	0		0		0	
60~	0		0		0	
合計(入力不要)	0		0		0	

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	青森地方検察庁	
5 記入担当者の所属	50	(庁名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	事務局総務課庶務係	
7 連絡先電話番号・内線	新谷幸治	
	017-722-5211	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0		0		0	
~19	0		0		0	
20~29	0		0		0	
30~39	0		0		0	
40~49	0		0		0	
50~59	0		0		0	
60~	0		0		0	
合計(入力不要)	0		0		0	

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
札幌高等検察庁	
51	(庁名コードを入力)
事務局総務課	
落合清一郎	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
~19	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号  
2 府省庁名  
3 調査単位  
4 調査単位機関名  
5 記入担当者の所属  
6 記入担当者の氏名  
7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
札幌地方検察庁	
52	(府名コードを入力)
事務局人事課人事第一係	
木下 豊	
	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	3	2	2	1	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	0	1	0	1	1

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

函館地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

53 (府名コードを入力)

5 記入担当者の所属

函館地方検察庁事務局総務課

6 記入担当者の氏名

増川健二

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	3	3	2	2	1	1

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号

15 記入要領の番号(1~41)から選択

2 府省庁名

法務省

3 調査単位

2 ①本府省庁 ②その他の機関

4 調査単位機関名

旭川地方検察庁

機関が識別できる任意の記号・番号

54 (庁名コードを入力)

5 記入担当者の所属

総務課庶務係

6 記入担当者の氏名

7 連絡先電話番号・内線

内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号  
2 府省庁名  
3 調査単位  
4 調査単位機関名  
  機関が識別できる任意の記号・番号  
5 記入担当者の所属  
6 記入担当者の氏名  
7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
鉄道地方検察庁	
55	(府名コードを入力)
事務局総務課人事係	
柳沼智光	
0154-41-6151	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	
	うち男性	うち女性
~19	0	
20~29	0	
30~39	0	
40~49	0	
50~59	0	
60~	0	
合計(入力不要)	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	高松高等検察庁	
5 記入担当者の所属	056	(府名コードを入力)
6 記入担当者の氏名	事務局総務課庶務係	
7 連絡先電話番号・内線	長田郁子	
	087-821-5631	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性	うち女性
	0	0		
~19	0	0		
20~29	0	0		
30~39	0	0		
40~49	0	0		
50~59	0	0		
60~	0	0		
合計(入力不要)	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	高松地方検察庁	
5 機関が識別できる任意の記号・番号	57	(庁名コードを入力)
6 記入担当者の所属	事務局人事課	
6 記入担当者の氏名	浅野 和樹	
7 連絡先電話番号・内線	087-822-5155	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

I 機関の情報

1 府省庁番号	15	記入要領の番号(1~41)から選択
2 府省庁名	法務省	
3 調査単位	2	①本府省庁 ②その他の機関
4 調査単位機関名	徳島地方検察庁	
5 機関が識別できる任意の記号・番号	058	(庁名コードを入力)
6 記入担当者の所属	総務課人事係	
6 記入担当者の氏名	丸岡 寛明	
7 連絡先電話番号・内線	088-652-5191	内線

II 精神及び行動の障害による長期病休者数

1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19	0	0				
20~29	0	0				
30~39	0	0				
40~49	0	0				
50~59	0	0				
60~	0	0				
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	0	0	0	0	0	0
~19	0	0	0	0	0	0
20~29	0	0	0	0	0	0
30~39	0	0	0	0	0	0
40~49	0	0	0	0	0	0
50~59	0	0	0	0	0	0
60~	0	0	0	0	0	0
合計(入力不要)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

●調査対象者:

【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 1 府省庁番号
- 2 府省庁名
- 3 調査単位
- 4 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 5 記入担当者の所属
- 6 記入担当者の氏名
- 7 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
高知地方検察庁	
59	(府名コードを入力)
事務局総務課	
門脇俊光	
088-872-9191	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 1 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	0	0	1	1

- 2 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数	うち男性	うち女性
~19	0		
20~29	0		
30~39	0		
40~49	0		
50~59	0		
60~	0		
合計(入力不要)	0	0	0

## 令和元年度 精神及び行動の障害による長期病休者数調査票

人事院職員福祉局職員福祉課

### ●調査目的:

国家公務員の精神及び行動の障害による長期の病気休暇や病気休職等を取得した者の実態を把握することにより、職員の円滑な職場復帰や再発防止や職員の心の健康づくりのための施策の検討に資する。

### ●調査対象者:

#### 【Ⅱ1について】

一般職の国家公務員(再任用短時間勤務職員、臨時の任用職員、常勤労務者、非常勤職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員を除く。)のうち、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間。以下同じ。)において引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害(神経系の疾患のうち「自律神経系の障害」を含む。以下同じ。)による病気休暇、病気休職等により勤務していない職員(以下、「長期病休者」という。)が対象となります。

#### 【Ⅱ2について】

職員で、令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害による長期病休者が対象となります。

なお、令和元年10月1日においては引き続き1月に満たない場合でも、その後の引き続きの期間を合わせると1月以上の期間、勤務していない長期病休者を含みます。

### ●調査票作成区分等:

調査票は、人事院規則10-4第5条に基づく組織区分ごとに、別添の記入要領に従い作成してください。  
数字・記号・番号は、すべて半角英数字で記入してください。

### I 機関の情報

- 府省庁番号
- 府省庁名
- 調査単位
- 調査単位機関名  
機関が識別できる任意の記号・番号
- 記入担当者の所属
- 記入担当者の氏名
- 連絡先電話番号・内線

15	記入要領の番号(1~41)から選択
法務省	
2	①本府省庁 ②その他の機関
松山地方検察庁	
060	(府名コードを入力)
総務課人事係	
檜田 陽一	
089-935-6111	内線

### II 精神及び行動の障害による長期病休者数

- 令和元年度において引き続いて1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年度内における延べ人数及び実人数】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	2	2	2	2	0	0

- 令和元年10月1日を含んで引き続き1月以上の期間、精神及び行動の障害のため病気休暇、病気休職等により勤務していない職員数

#### 【令和元年10月1日現在】

(歳)	長期病休者数		うち男性		うち女性	
	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数
~19						
20~29						
30~39						
40~49						
50~59						
60~						
合計(入力不要)	1	1	1	1	0	0